

板橋区営自転車駐車場指定管理者の選定に関する方針について

1 本方針の位置付け

本方針は、板橋区が開設する区営自転車駐車場を指定管理者に管理運営させるに当たり、閉鎖・開設が頻繁に行われるといった、施設としての自転車駐車場の特性を踏まえ、公募によらない選定(以下「非公募」という。)を行うための事項を定めるものである。

2 指定管理者の基本事項

(1) 現在の区営自転車駐車場の指定管理者

① 環7南・高島平エリア

団体名:NCD・JATRA共同事業体

所在地:東京都品川区西五反田四丁目 32 番 1 号 NCD株式会社

② 東上線・志村エリア

団体名:芝園開発株式会社

所在地:東京都足立区千住三丁目66番16号

(2) 非公募により指定管理者を選定する対象施設

区内に新たに設置する区営自転車駐車場のうち、下記3「本方針を適用する区営自転車駐車場の要件」に該当する施設。

(3) 管理業務の範囲

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例第 16 条に規定する業務

(4) 指定期間

① 環7南・高島平エリア

対象施設の供用開始日から令和9年3月 31 日まで

② 東上線・志村エリア

対象施設の供用開始日から令和10年3月31日まで

3 本方針を適用する区営自転車駐車場の要件

以下の要件のうちいずれかに該当する場合、新たに設置される区営自転車駐車場の指定管理者として、現在の区営自転車駐車場の指定管理者を非公募により選定することを基本とする。

- (1)施設管理上直ちに指定管理者を指定する必要があり、公募での選定手続きを経るための時間的な猶予が無い場合

(2)指定管理者が管理運営する区営自転車駐車場が廃止または一部移転(将来の予定を含む)となり、その代替施設として同一エリア内に区営自転車駐車場を開設する場合

(3)開設する区営自転車駐車場において、単独施設での管理運営と比較し同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営することによりスケールメリットを生かした経費面の効率化や利用率の向上等が図られると考えられる合理的な事由がある場合

4 選定方法

非公募による指定管理者候補団体の選定については、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例、同施行規則及び「板橋区営自転車駐車場の管理運営に係る指定管理者候補団体の選定に関する要綱」に基づき選定を行う。

また、指定管理者が直近に実施した財務状況点検において「普通(3)」以上の評価を得ていること及び、中間年に実施する評価委員会もしくは所管課モニタリングいずれか直近の評価において「適正である」以上の結果を得ていることにより指定管理者としての妥当性及び適格性を担保できている場合、選定委員会によらず、次の提出資料を区職員が審査することによって選定を行う。

- (1)自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例施行規則第9条の7の指定管理者指定申請書
- (2)法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (3)対象施設に関する事業運営の収支計画書
- (4)現に管理している施設管理実績
- (5)その他区長が必要と認めるもの

5 今後のスケジュール(予定)

・本方針の公表(閉会中都市建設委員会) 令和7年11月

公表後、指定期間内において本方針に基づく該当がある場合は、提出書類による審査、選定の決定及び指定議案の審議・議決を諮るものとする。

令和7年11月6日
土木部土木計画・交通安全課

板橋区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)指定管理者の選定に関する方針
(令和7年10月10日区長決定)

1 本方針の位置付け

本方針は、板橋区が開設する区営自転車駐車場を、他の区営自転車駐車場と同様に、指定管理者に管理運営させるに当たり、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例第16条の2第1項ただし書の規定に基づき、公募によらない選定(以下「非公募」という。)により指定管理者を選定するための事項を定めるものである。

2 指定管理者の基本事項

(1) 現在の区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)の指定管理者

団体名:NCD・JATRA共同事業体

所在地:東京都品川区西五反田四丁目32番1号 NCD株式会社

(2) 非公募により指定管理者を選定する対象施設

環7南・高島平エリアに新たに設置する区営自転車駐車場のうち、下記3「本方針を適用する区営自転車駐車場の要件」に該当する施設。なお、環7南・高島平エリアとは、下記の駅を基点とした周辺エリアを指す。

① 東武東上線

下板橋駅、大山駅、中板橋駅

② 東京メトロ有楽町線

小竹向原駅

③ 都営三田線

新板橋駅、板橋区役所前駅、西台駅、高島平駅、新高島平駅、西高島平駅

④ JR 埼京線

板橋駅

(3) 管理業務の範囲

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例第16条に規定する業務

(4) 指定期間

対象施設の供用開始日から令和9年3月31日まで

※ 現在、区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間において、指定管理者であるNCD・JATRA共同事業体が管理運営することが決定している。環7南・高島平エリアに新

たに設置する自転車駐車場についても、指定管理者に管理運営させる期間をこれらの自転車駐車場と合わせる必要があるため、その期間の終期を令和9年3月31日までとする。

3 本方針を適用する区営自転車駐車場の要件

以下の要件のうちいずれかに該当する場合、環7南・高島平エリアに新たに設置される区営自転車駐車場の指定管理者として、現在の区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)の指定管理者であるNCD・JATRA共同事業体を非公募により選定することを基本とする。

(1)施設管理上直ちに指定管理者を指定する必要があり、公募での選定手続きを経るための時間的な猶予が無い場合

区営自転車駐車場は、駅周辺エリアにおける放置自転車等の解消や、民営自転車駐車場を含めた駅周辺エリアの収容台数の著しい変化により逼迫した状況が認められる場合、同一エリア内において早期に必要な駐車台数を確保し、開設が必要となるケースがある。駐車場を必要とする逼迫した状況が認められ、早期の自転車駐車場開設が区民の利便性向上及び放置自転車等の解消に寄与すると判断される場合、公募による選定によらず同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者にて一括して管理運営を行うことが適当である。

(2)指定管理者が管理運営する区営自転車駐車場が廃止または一部移転(将来の予定を含む)となり、その代替施設として同一エリア内に区営自転車駐車場を開設する場合

区営自転車駐車場の廃止または一部移転により代替施設を開設する場合、既存の区営自転車駐車場から新設の区営自転車駐車場に利用者を移転させる際の周知及び契約の変更等の業務が必要となる。この点につき、移転先の自転車駐車場においても引き続き同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営を行うことにより、移転手続きを円滑に進めることで、利用者の負担軽減につながり、かつ、移転期間を短縮できることから適当である。

(3)開設する区営自転車駐車場において、単独施設での管理運営と比較し同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営することによりスケールメリットを生かした経費面の効率化(①)や利用率の向上(②)等が図られると考えられる合理的な事由がある場合

① 経費面の効率化が図られると考えられる場合

開設する区営自転車駐車場の収容台数の規模や既設の区営自転車駐車場との位置関係から、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者により管理を行うことで施設の巡回、設備の点検、整備における経費等の節減につながると考えられる場合、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者により一括して管理運営を行うことが適当である。

② 利用率の向上が図られると考えられる場合

開設する区営自転車駐車場においては、「駐車場の場所が利用者に認識されること」が利用率向上の重要な要素となる。この点において、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が開設する自転車駐車場検索サイトにリアルタイムの空車情報を掲載することによる開設駐車場の利用促進と認知度の向上、既設の区営自転車駐車場利用者に向けた開設駐車場の周知、同一エリア内の駐車場利用状況に応じた料金設定による開設駐車場の利用促進などスケールメリットを生かした運営により駐車場の利用率向上に繋がると考えられる場合、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営を行うことが適当である。

4 選定方法

非公募による指定管理者候補団体の選定については、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例、同施行規則及び「板橋区営自転車駐車場の管理運営に係る指定管理者候補団体の選定に関する要綱」に基づき選定を行う。

また、NCD・JATRA共同事業体が直近に実施した財務状況点検において「普通(3)」以上の評価を得ていること及び、中間年に実施する評価委員会もしくは所管課モニタリングいずれか直近の評価において「適正である」以上の結果を得ていることにより指定管理者としての妥当性及び適格性を担保できている場合、選定委員会によらず、次の提出資料を区職員が審査することによって選定を行う。

- (1)自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例施行規則第9条の7の指定管理者指定申請書
- (2)法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (3)対象施設に関する事業運営の収支計画書
- (4)現に管理している施設管理実績
- (5)その他区長が必要と認めるもの

5 今後のスケジュール(予定)

・本方針の公表(閉会中都市建設委員会) 令和7年11月

公表後、指定期間内において本方針に基づく該当がある場合は、提出書類による審査、選定の決定及び指定議案の審議・議決を諮るものとする。

令和7年11月6日
土木部土木計画・交通安全課

板橋区営自転車駐車場(東上線・志村エリア)指定管理者の選定に関する方針
(令和7年10月10日区長決定)

1 本方針の位置付け

本方針は、板橋区が開設する区営自転車駐車場を、他の区営自転車駐車場と同様に、指定管理者に管理運営させるに当たり、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例第16条の2第1項ただし書の規定に基づき、公募によらない選定(以下「非公募」という。)により指定管理者を選定するための事項を定めるものである。

2 指定管理者の基本事項

(1) 現在の区営自転車駐車場(東上線・志村エリア)の指定管理者

団体名:芝園開発株式会社

所在地:東京都足立区千住三丁目66番16号

(2) 非公募により指定管理者を選定する対象施設

東上線・志村エリアに新たに設置する区営自転車駐車場のうち、下記3「本方針を適用する区営自転車駐車場の要件」に該当する施設。なお、東上線・志村エリアとは、下記の駅を基点とした周辺エリアを指す。

① 東武東上線

ときわ台駅、上板橋駅、東武練馬駅、下赤塚駅、成増駅

② 東京メトロ有楽町線

地下鉄赤塚駅、地下鉄成増駅

③ 都営三田線

板橋本町駅、本蓮沼駅、志村坂上駅、志村三丁目駅、蓮根駅

④ JR 埼京線

浮間舟渡駅

(3) 管理業務の範囲

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例第16条に規定する業務

(4) 指定期間

対象施設の供用開始日から令和10年3月31日まで

※ 現在、区営自転車駐車場(東上線・志村エリア)については、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間において、指定管理者である芝園開発株式会社が管理運営することが決定している。東上線・志村エリアに新たに設置

する自転車駐車場についても、指定管理者に管理運営させる期間をこれらの自転車駐車場と合わせる必要があるため、その期間の終期を令和10年3月31日までとする。

3 本方針を適用する区営自転車駐車場の要件

以下の要件のうちいずれかに該当する場合、東上線・志村エリアに新たに設置される区営自転車駐車場の指定管理者として、現在の区営自転車駐車場(東上線・志村エリア)の指定管理者である芝園開発株式会社を非公募により選定することを基本とする。

(1)施設管理上直ちに指定管理者を指定する必要があり、公募での選定手続きを経るための時間的な猶予が無い場合

区営自転車駐車場は、駅周辺エリアにおける放置自転車等の解消や、民営自転車駐車場を含めた駅周辺エリアの収容台数の著しい変化により逼迫した状況が認められる場合、同一エリア内において早期に必要な駐車台数を確保し、開設が必要となるケースがある。駐車場を必要とする逼迫した状況が認められ、早期の自転車駐車場開設が区民の利便性向上及び放置自転車等の解消に寄与すると判断される場合、公募による選定によらず同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者にて一括して管理運営を行うことが適当である。

(2)指定管理者が管理運営する区営自転車駐車場が廃止または一部移転(将来の予定を含む)となり、その代替施設として同一エリア内に区営自転車駐車場を開設する場合

区営自転車駐車場の廃止または一部移転により代替施設を開設する場合、既存の区営自転車駐車場から新設の区営自転車駐車場に利用者を移転させる際の周知及び契約の変更等の業務が必要となる。この点につき、移転先の自転車駐車場においても引き続き同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営を行うことにより、移転手続きを円滑に進めることで、利用者の負担軽減につながり、かつ、移転期間を短縮できることから適当である。

(3)開設する区営自転車駐車場において、単独施設での管理運営と比較し同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営することによりスケールメリットを生かした経費面の効率化(①)や利用率の向上(②)等が図られると考えられる合理的な事由がある場合

① 経費面の効率化が図られると考えられる場合

開設する区営自転車駐車場の収容台数の規模や既設の区営自転車駐車場との位置関係から、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者により管理を行うことで施設の巡回、設備の点検、整備における経費等の節減につながると考えられる場合、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者により一括して管理運営を行うことが適当である。

② 利用率の向上が図られると考えられる場合

開設する区営自転車駐車場においては、「駐車場の場所が利用者に認識されること」が利用率向上の重要な要素となる。この点において、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が開設する自転車駐車場検索サイトにリアルタイムの空車情報を掲載することによる開設駐車場の利用促進と認知度の向上、既設の区営自転車駐車場利用者に向けた開設駐車場の周知、同一エリア内の駐車場の利用状況に応じた料金設定による開設駐車場の利用促進などスケールメリットを生かした運営により駐車場の利用率向上に繋がると考えられる場合、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営を行うことが適当である。

4 選定方法

非公募による指定管理者候補団体の選定については、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例、同施行規則及び「板橋区営自転車駐車場の管理運営に係る指定管理者候補団体の選定に関する要綱」に基づき選定を行う。

また、芝園開発株式会社が直近に実施した財務状況点検において「普通(3)」以上の評価を得ていること及び、中間年に実施する評価委員会もしくは所管課モニタリングいずれか直近の評価において「適正である」以上の結果を得ていることにより指定管理者としての妥当性及び適格性を担保できている場合、選定委員会によらず、次の提出資料を区職員が審査することによって選定を行う。

- (1)自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例施行規則第9条の7の指定管理者指定申請書
- (2)法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (3)対象施設に関する事業運営の収支計画書
- (4)現に管理している施設管理実績
- (5)その他区長が必要と認めるもの

5 今後のスケジュール(予定)

・本方針の公表(閉会中都市建設委員会) 令和7年11月

公表後、指定期間内において本方針に基づく該当がある場合は、提出書類による審査、選定の決定及び指定議案の審議・議決を諮るものとする。